

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納付は年金給付を受けるためにも大変重要です。

納め忘れてから2年を過ぎると納付できなくなってしまいます。老後や、万一の障害、死亡といった事故の場合に給付を受けられないことのないよう、忘れずに納付しましょう。

保険料納付のご案内をしています

各社会保険事務所では、納め忘れのある方に対して、電話や戸別訪問による納付のご案内をしています。ご案内は社会保険事務所職員のほか、国民年金推進員や社会保険事務局が委託をしている民間業者が行っており、夜間や休日に行う場合もあります。

皆さん一人ひとりの年金権を守るためですので、ご理解・ご協力をお願いします。

●納め忘れをなくすためには・・・

保険料の納付は、手間がかからず毎月自動的に口座から引き落としになる「口座振替」が便利です。ほとんどの金融機関や郵便局でご利用いただけます。

お申し込みは、引き落としを希望する預貯金口座のある金融機関へ、納付案内書、通帳、印かん(通帳の届出印)をご持参のうえ手続きを行うことになります。

●収入が少なく納付が困難な場合は・・・

国民年金の保険料は月々13,860円ですが、離職などで収入が少なく、納付が困難なときは、「保険料の免除制度」をご利用ください。

申請して認められると、保険料の金額または一部が免除されます。また20歳台の方で納付が困難な場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もありますので、こちらもご利用ください。

問い合わせ 大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2294、2295、2299(年金相談コーナー)
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903(内線2146)

国民年金に上乘せして年金を増やしませんか？

国民年金は、皆さんの老後の生活を支える大切な制度です。

この年金に上乘せして年金を受給する制度が、国民年金基金制度です。

公的な年金制度ならではの税制上の特典も多く、ぜひご検討してみたいはいかがでしょうか。

●加入できる人は、

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者で、国民年金保険料を納めている方。

●掛金は、

加入時点の、年齢、性別、加入のタイプ、加入の口数によりますが、月額6万8,000円以内であれば、何口でも加入できます。掛金の全額が社会保険料控除の対象になります。

●年金額は、

加入者が必ず加入する1口目の2種類の終身年金。任意で加入する2口目の2種類の終身年金と3種類の確定年金があります。いずれも老齢基礎年金に上乘せする形で支給され、受け取る年金は「公的年金控除」が適用されます。

また、保障期間がついたタイプの年金には、加入者が死亡した場合、遺族に対し、加入期間に応じた一時金が支給されます。

●加入方法は、

直接、秋田県国民年金基金に申し込んでください。

問い合わせ 国民年金基金に関するお問い合わせ
秋田県国民年金基金 ☎0120-65-4192
〒010-0001 秋田市中通1丁目4-32 秋田センタービル5階

めん羊の飼養管理及び生産物利用に係る技術研修のご案内

社団法人畜産技術協会では、中央高等研修「めん羊の飼養管理及び生産物利用に係る技術研修」の参加者を次のとおり募集しています。

参加希望者を役場(仙南庁舎)農政課で取りまとめているので、町内の方で参加を希望される方はご応募ください。

期 日 ●10月17日(火)～20日(金)の4日間

内 容 ●①飼養管理技術に係る講義及び実習

●②めん羊生産物の利用に係る講義及び実習

会 場 ●独立行政法人 家畜改良センター中央畜産研修施設

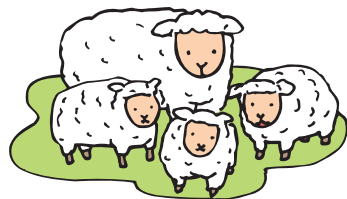
福島県西白河郡西郷村大字小田倉原1 ☎0248-25-7060

対 象 者 ●研修対象者は、めん羊関連業務に従事している者、めん羊飼養に従事している者、めん羊飼養を希望する者のいずれかに該当する者。

募集人員 ●20人

受 講 料 ●無料

申込期限 ●9月8日(金)



役場(仙南庁舎)農政課 農政班 ☎0187-84-4908(内線3205)

介護保険事務所 からのお知らせ

介護保険のサービスを利用する時は
まず「申請」をして要介護認定を受けましょう。

申請から要介護認定まで

○申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で脳血管疾患、初老期における認知症など、老化が原因の病気のために介護を必要とされる方)

※第2号被保険者について今年4月から「末期がん」が対象となる病気に加わりました。

○申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて美郷町役場の総合サービス課・福祉保健課や介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。

※今年4月から「地域包括支援センター」でも申請代行が可能になりました。

○要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常の生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・認定結果は「非該当」「経過的要介護」「要介護1～5」に分かれます。

なお、認定の有効期間は最長で24カ月です。
※今年4月からそれまでの「要支援」は「経過的要介護」に変更になっています。

○大曲仙北広域圏内(大仙市・仙北市・美郷町)の要介護認定者数 (各年6月30日時点)(単位:人)

年	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成16年	853	1,824	1,065	986	995	1,148	6,871
平成17年	842	1,891	1,126	987	1,110	1,170	7,126
平成18年	791	2,096	1,164	1,055	1,135	1,132	7,373

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班
 ☎0187-86-3912
 役場(千畑庁舎) 福祉保健課
 ☎0187-84-4907(内線2167)